后川朱公報

令和 7 年 3 月 25 日 (火曜日)

号

外

(第 12 号)

目 次

条 例

○石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の

一部を改正する条例

(議会事務局)

同

○石川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の

一部を改正する条例

する条例の

○石川県議会委員会条例の一部を改正する条例

(同)2

議会

○石川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施

行規程の一部を改正する規程

2

条

例

令和七年三月二十五日石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

石川県知事 點 結

占三 黑条 例 第 二 十 五 n

石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

正する。 石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例(昭和三十一年石川県条例第三十九号)の一部を次のように改

第二条の炊に次の一条を加える。

を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、当該長期欠席が次に掲げる事由による場合は、この限りでない。酬は、前条の規定にかかわらず、別表一に掲げる議長、副議長又は議員の議員報酬の月額から当該月額に二分の一会議等の全てを欠席することをいう。以下同じ。)をしたときは、閉会日の属する月の翌月以降に支給する議員報一項の規定による議員の派遣(以下この条においてこれらを「会議等」という。)のうち、当該議員が出席すべきは第二項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場及び会議規則第百二十一条第議会規則第一号。以下「会議規則」という。)第七十五条の規定による委員の派遣、会議規則第百二十条第一項又(以下「閉会日」という。)までの間に開かれる議会の会議、委員会並びに石川県議会会議規則(平成三年石川県第二条の二、議員が長期欠席(一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日後最初に開かれる定例会の閉会の日

- 一 公務上の災害(負傷、疾病又は障害をいう。以下この号において同じ。)又は通勤による災害の場合
- する患者又は無症状病原体保有者である場合」一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十八条第一項に規定
- の議員報酬については、適用しない。2 前項本文の規定は、当該議員が議員報酬を支給しないこととされた月以降に会議等に出席した日の属する月以降三〕 会議規則第二条第二項の規定により、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ている場合

第三条の炊に炊の一条を加える。

- かわらず、当該基準期間に係る期末手当は、これを減額して支給する。より議員報酬を減額して支給する期間(次項において「減額支給期間」という。)があるときは、前条の規定にか第三条の二 基準日前六箇月の期間(以下この条において「基準期間」という。)に第二条の二第一項本文の規定に
- 満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。期間の月数をその者の在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た数に二分の一を乗じて得た額(その額に一円未2 前項の規定により減額する期末手当の額は、基準期間ごとに、前条第二項の規定により算定した額に、減額支給

第四条中「前条第一項」を「第三条第一項及び前条」に改める。

室 三

この条例は、今和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十五日石川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

担

外

石三 熙 《 图 第 二 十 六 n

石川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

に致める。 第二条第四項中「以下「」を「第二十条において「」に改め、同条第十項中「以下」を「第十二条第五項において」石川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和五年石川県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「及び第二十九条」を削る。

福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。第十七条第一項各号列記以外の部分中「以下」を「第三項において」に改め、同条第二項第一号イ中「又は報酬、

いて一を削る。第十八条第一項中「議会の保有する」を削り、同条第二項中「この草において」及び「この草及び第四十八条にお

第三十一条第二項中「この草及び第四十八条において」を削る。

第三十二条第三項中「この草において」を削る。

第三十八条第一項中「この章において」を削り、同条第二項中「この章及び第四十八条において」を削る。

第三十九条第三項中「この草において」を削る。

第四十七条中「第四章」を「前章」に改める。

第四十八条中「特定」の下に「に資する情報の提供」を加える。

宝 宝

この条例は、公布の日から施行する。

石川県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令 和 中 三 二 十 五 日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二十七号

石川県議会委員会条例の一部を改正する条例

石川県議会委員会条例(昭和三十一年石川県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

の下に「、危機管理部」を加える。第二条の表総務復興企画委員会の項中「総務復興企画委員会」を「総務危機復興企画委員会」に改め、「総務部」

当 张

(점行型口)

コ この条例は、令和七年四月一日から随行する。

(凝過措置)

- ての任期の銭任期間と同一の期間とする。 石川県議会委員会条例第二条の二第一項の規定にかかわらず、旧条例の規定による総務復興企画委員会の委員とし条例」という。) の規定による総務危機復興企画委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、その任期は、委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の石川県議会委員会条例(以下「新2 この条例の施行の際現に改正前の石川県議会委員会条例(以下「旧条例」という。) の規定による総務復興企画
- 例の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による常任委員会に付議されている事件は、この条例の施行の目に、新条

議会

今和七年三月二十五日石川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

石川県議会議長 ## Ш

石川県議会規程第一号

石川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

石川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程(令和五年石川県議会規程第一号)の一部を次のよう に改正する。

第三条第六号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第七号中「保険 者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第八号中「保険者審号及び被保険者記号・ 番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第十号中「番号」の下に「又は同法第九十五条の二第二項第一号の 免許情報記録の番号」を加え、同条第十一号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」 に改め、同条第十四号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第五条第二項中「汝に定める」を「汝に掲げる」に改める。

第八条第七項各号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改 める。

第十条第一項第一号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第十一条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

忌品變化無化中日「第26条の規定により」や「第26条第1項の規定により」とご

条例第26条の規定(開 示決定等の期限の特例) を適用する理由

条例第26条第1項の規 定(開示決定等の期限 の特例)を適用する理

に致める。

条例第36条の規定(訂 正決定等の期限の特例) を適用する理由

条例第36条第1項の規 定(訂正決定等の期限 の特例)を適用する理 曲

に致める。

別記樣式第十六号中

訂正請求者の氏名等 保有個人情報の 特定するための情報

訂正請求者の氏名等 保有個人情報をしいお名の。 45 特定するための情報

云品樂 イ 無十 中 中 「 □ 運 転 免 許 証 □ 健康 保 険 被 保 険 者 証 」 や 「 □ 運 転 免 許 証 」 と お る 心 。

の規定により | ☆「第43条第1項の規定により | 乜′

条例第43条の規定(利 用停止決定等の期限の 特例)を適用する理由

条例第43条第1項の規 定(利用停止決定等の 期限の特例)を適用す る理由

IJ

4	令和 7	年3月2	5日(火曜	[日]		石	Ш	県	公	報			号	-	外
改める	ତ°														
	宝宝	<u></u>													
(福)	仁型二)														
		程は、公	作の日本	かるを	たる。										
	画描圖)		,,,,		, -										
			議会の	未有する	国人情報	独の呆	漢に関	するを	K 医 烟 :	上里出	の関定に	基づいて	作求した	に用紙は、	なお辿
					がいこの			-, - \				, , , ,	,	- W	,,,,,,,
	,.				,	,									